第　　　　　号

年　　月　　日

　様

　桐生市長　　　　　　　　印

桐生市移住支援補助金交付決定及び補助金額確定通知書

　　　　年　　月　　日付で申請のありました桐生市移住支援補助金については、下記のとおり決定しましたので、桐生市移住支援補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定及び  交付確定額 | 円 |
| 交付条件 | (1)桐生市は、桐生市移住支援補助金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援補助金の全額又は半額の返還を請求します。  ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額  ・申請日から３年未満のうちに桐生市以外の市区町村に転出した場合：全額  ・申請日から１年以内に移住支援補助金の要件を満たす職（一般又は専門人材として就業した職）を辞した場合：全額  ・移住支援補助金の要件を満たす起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額  　・申請日から３年以上５年以内に桐生市以外の市区町村に転出した場合：半額  (2)桐生市は、桐生市移住支援補助金交付要綱の規定に基づき、桐生市移住支援補助金事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、交付条件(1)に定める返還請求を行う場合があります。  (3) 【フラット３５】地方移住支援型の金利引下げの適用について  ・この通知書は【フラット３５】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。  　・移住支援補助金の返還を請求された場合は【フラット３５】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。  　・移住支援補助金を受領した方に対する【フラット３５】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から５年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。  (4)株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について  ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。  　・移住支援補助金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。 |